

令和 7 年 9 月 8 日
山形県公立大学法人

職員の懲戒処分について

次のとおり、職員の懲戒処分を行いましたのでお知らせします。

1. 処分を受けた職員

山形県立米沢女子短期大学 准教授（50 歳代、女性）

2. 処分の量定

戒告

3. 事案の概要

山形県公立大学法人の諸規程に対して、長期にわたり違反行為が継続しているもの。

（違反行為の概要）

山形県公立大学法人では、職員が疾病休職期間を更新したいときは、休職期間満了の 2 週間前までに医師の診断書を添付して申し出ることを求め、その旨諸規程に定めている。

当該教員は休職中であるものの、令和 5 年 6 月 30 日付けの診断書提出を最後に、長期にわたり医療機関の受診を拒否し、診断書の提出がなされてこなかった。

4. 処分の日

令和 7 年 9 月 8 日

以上